

第 72 回 持回り引受けに関するワーキング・グループ

平成 29 年 6 月 20 日（火）

議 題

- 新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正に関するパブリックコメントの結果について

以 上

「新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正について（案）」に対するパブリックコメントの結果について（案）

平成 29 年 6 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正（案）について、平成 29 年 5 月 17 日から平成 29 年 6 月 16 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた意見はありませんでしたので、別紙のとおり、規則改正を行うこととします。

以 上

新規公開における主幹事就任のあり方の見直しに係る「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 29 年 6 月 20 日
日 本 証 券 業 協 会

I. 改正の趣旨

投資者が企業にリスクマネーを円滑に供給する、活力ある資本市場を実現するためには、市場の公正性・透明性が確保されていることが重要であり、この観点で、株式新規上場において主幹事会員は新規上場株式の公開価格の算定等において重要な役割を果たしている。

一方、主幹事会員と発行者との間に一定の資本関係がある場合、引受審査や発行条件の決定において投資者の利益を害する利益相反が懸念されるため、現行の金融商品取引法及び関係政府令において、主幹事会員がその親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会員となることに制限を設ける、いわゆる親子法人の主幹事引受制限が定められている。

しかし、このような利益相反の問題は、主幹事会員と発行者が親法人等・子法人等以外の資本関係にある場合の株式新規上場時においても十分起こり得るものである。また、近年の国会における議論では、公的再生支援下にある発行者の再上場における主幹事会員就任には、より厳格な利益相反の管理が求められる旨の指摘があった。こうしたことを踏まえ、証券会社の株式新規上場に係る主幹事就任のあり方については、投資者からの信頼を一層高めるための取組みが求められている。

以上の問題意識から、金融庁、本協会及び東京証券取引所は、「株式新規上場引受に関する検討会」を設置し¹、海外の制度も参考にしながら、「株式新規上場時の主幹事証券会社就任のあり方」及び「公的再生支援下にある発行会社の再上場における主幹事証券会社就任のあり方」について検討が行われた結果、去る平成 29 年 3 月 30 日、報告書が取りまとめられたところである^{2,3}。

今般、同報告書に示された考え方を踏まえ、関係者が適切に対応することにより、市場の信頼性の確保に資するため、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

- 「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「規則」という。）及びその細則（以下「細則」という。）の一部改正について
 - （１） 引受会員が、関係する発行者（引受審査開始日から上場申請日までの間において、当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等がその総株主の議決権の 100 分の 15 以上の議決権を保有^{【注】}した発行者をいう。）が新規公開において行う株券の募集の

¹ 平成 28 年 11 月 25 日「「株式新規上場引受に関する検討会」の設置について」（日証協(エ)28 第 139 号)

² 平成 29 年 3 月 30 日「「株式新規上場引受に関する検討会」報告書について」（日証協(エ)28 第 210 号)

³ 同検討会に関する情報は、本協会ホームページの次の URL において公表している。
http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/ipohikiuke_kento00.html

引受けに係る主幹事会員となる場合には、第9条第2項、第10条及び第11条の規定を準用し、現行の親子法人の主幹事引受制限と同様の措置を講じることとする。
(規則第11条の2第1項並びに細則第2条、第3条第1項、第4条第1項並びに第5条第2項第1号及び第2号)

- (2) (1)の場合において、引受会員は、(1)の新規公開に際して関係する発行者が提出する有価証券届出書に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の4様式記載上の注意(6)dの規定に準じる記載をするよう、当該関係する発行者に要請しなければならないこととする。

(規則第11条の2第2項)

- (3) 引受会員は、次の①、②のいずれかに該当する場合に限り、発行者（公的再生支援を受けたことがある者又は公的再生支援を現に受けている者に限る。）が再上場（当該発行者が発行する株券が金融商品取引所により上場を廃止された後に初めて行う株券の新規公開をいう。）において行う株券の募集又は売出しの引受けに係る主幹事会員になることができることとする。

(規則第11条の3第1項)

① 引受審査開始日又は公的再生支援に係る政府（政府が出資する法人を含む。）が出資して特別の法律により設立された法人若しくはこれに関連する者により当該引受会員を再上場に係る主幹事会員となる者として指名する旨の公表がされた日のいずれか早い日（②において「引受審査開始日等」という。）において、当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等が、当該発行者が発行する株券等を保有^{【注】}していない場合。

② 当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等が、当該発行者が発行する株券等を保有^{【注】}している場合であって、それらの者が当該株券等を最後に取得した日から引受審査開始日等までの期間が2年を超える場合。

- (4) (3)に基づき主幹事会員となった引受会員並びにその親法人等及び子法人等は、当該引受会員が(3)の再上場に係る株券の引受けを行う前に、当該発行者の株券等を取得してはならないこととする。

(規則第11条の3第2項)

- (5) (3)の「公的再生支援」について、公正取引委員会「公的再生支援に関する競争政策上の考え方」（平成28年3月31日）における定義と同じ定義を定めることとする。

(規則第11条の3第3項)

- (6) その他所要の規定の整備を図ることとする。

(規則第2条第11号及び細則第5条第1項第1号)

【注】現行の親子法人の主幹事引受制限では、主幹事会員になろうとする引受会員の親法人等及び子法人等であるベンチャー・キャピタル、投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項）、匿名組合（商法第535条以下）、任意組合（民法第667条以下）等（以下「ベンチャー・キャピタル等」という。）が出資する先の発行者は、親法人等及び子法人等に該当せず、当該発行者が発行する有価証券は当該規制の適用対象とされていないが、上の(1)及び(3)の「保有」には、当該ベンチャー・キャピタル等による当該有価証券の保有を含めることとなる。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 29 年 7 月 1 日（細則の改正については平成 30 年 7 月 1 日）から施行し、同日（規則第 2 条第 11 号及び第 11 条の 2 の改正については平成 30 年 7 月 1 日）以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）が行われる株券の募集及び売出しから適用する。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

エクイティ市場部（企画担当）（Tel：03－3667－8647）

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 29 年 6 月 20 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～10 （ 現 行 ど お り ） 11 独立引受幹事会員 主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等若しくは子法人等又は第 11 条の 2 第 1 項に規定する関係する発行者が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容（以下「発行価格等」という。）の決定に関与する引受会員をいう。 イ～ホ （ 現 行 ど お り ） 12～25 （ 現 行 ど お り ） 第 4 節 親法人等若しくは子法人等又は関係する発行者が発行する有価証券の引受け等 （関係する発行者の株券の新規公開において主幹事会員となるための要件） 第 11 条の 2 引受会員が、関係する発行者（引受会員が引受審査を最初に行う日（引受会員が第 12 条第 2 項に規定する引受審査資料を受領する場合にあっては、当該引受審査資料を最初に受領する日。次条第 1 項において「引受審査開始日」という。）から上場申請日までの間において、当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等がその総株主の議決権の 100 分の 15 以上の議決権を保有した発行者をいう。次項において同じ。）が新規公開において行う株券の募集の引受けに係る主幹事会員となる場合には、第 9 条第 2 項及び前 2 条の規定を準用する（同項の適用を受ける場合を除く。）。 2 前項の場合において、引受会員は、同項の新規公開に際して関係する発行者が提出する有価証券届出書に、「企業内容等の開示	（定義） 第 2 条 （ 同 左 ） 1～10 （ 省 略 ） 11 独立引受幹事会員 主幹事会員及び発行者との資本及び人的関係において独立性を有し、主幹事会員の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の募集に関し、次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める内容（以下「発行価格等」という。）の決定に関与する引受会員をいう。 イ～ホ （ 省 略 ） 12～25 （ 省 略 ） 第 4 節 親法人等又は子法人等の引受け （ 新 設 ）

改 正 案	現 行
に関する留意事項について」(企業内容等開示ガイドライン) 5-3を踏まえ、「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号の4様式記載上の注意(6)dの規定に準じる記載をするよう、関係する発行者に要請しなければならない。 (公的再生支援を受けている発行者の株券の再上場において主幹事会員となるための要件等) 第 11 条の 3 引受会員は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、発行者（公的再生支援を受けたことがある者又は公的再生支援を現に受けている者に限る。）が再上場（当該発行者が発行する株券が金融商品取引所により上場を廃止された後に初めて行う株券の新規公開をいう。以下この条において同じ。）において行う株券の募集又は売出しの引受けに係る主幹事会員になることができる。 1 引受審査開始日又は公的再生支援に係る政府（政府が出資する法人を含む。）が出資して特別の法律により設立された法人若しくはこれに関連する者により当該引受会員を再上場に係る主幹事会員となる者として指名する旨の公表がされた日のいずれか早い日（次号において「引受審査開始日等」という。）において、当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等が、当該発行者が発行する株券等を保有していない場合 2 当該引受会員並びにその親法人等及び子法人等が、当該発行者が発行する株券等を保有している場合であって、それらの者が当該株券等を最後に取得した日から引受審査開始日等までの期間が2年を超える場合 2 前項の規定に基づき主幹事会員となった引受会員並びにその親法人等及び子法人等は、当該引受会員が前項の再上場に係る株券の引受けを行う前に、当該発行者の株券等を取得してはならない。 3 第1項の「公的再生支援」は、様々な政策目的を達成するために政府（政府が出資する法人を含む。）が出資して特別の法律により設立された法人が、有用な経営資源を	(新 設)

改 正 案	現 行
<u>有しながら市場における競争の結果として経営が困難な状況に陥った事業者の事業継続能力を回復することを目的として行う事業再生支援をいう。</u> 付 則 この改正は、平成 29 年 7 月 1 日から施行し、同日（第 2 条第 11 号及び第 11 条の 2 の改正については平成 30 年 7 月 1 日）以後、取締役会決議（指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。）が行われる株券の募集及び売出しから適用する。	

「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」の一部改正について（案）

平成 29 年 6 月 20 日

（ 下 線 部 分 変 更 ）

改 正 案	現 行
（契約の締結） 第 2 条 規則第 9 条第 2 項第 1 号（規則第 11 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。 1～9 （ 現 行 ど お り ） （契約の時期） 第 3 条 規則第 9 条第 2 項第 1 号（規則第 11 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する引受審査の手続きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集にあつては、発行者の金融商品取引所への上場申請日の 1 か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は新株予約権付社債券の募集にあつては、発行決議日の 17 営業日以上前までに行うものとする。 2 （ 現 行 ど お り ） （独立引受幹事会員の引受審査の開始時期） 第 4 条 独立引受幹事会員（規則第 11 条（規則第 11 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。）で定める追加の独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。）が行う引受審査の開始時期は、新規公開において行う株券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集にあつては発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の 1 か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド又は新株予約権付社債券等の募集にあつては発行決議日の 17 営業日以上前（社債券等の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の 14 営業日前（やむを得ない場合にあつては、条件決定予定日の 14 営業日以上前））までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。	（契約の締結） 第 2 条 規則第 9 条第 2 項第 1 号に規定する契約は、次に掲げる事項を定めなければならない。 1～9 （ 省 略 ） （契約の時期） 第 3 条 規則第 9 条第 2 項第 1 号に規定する引受審査の手続きに係る契約の締結は、新規公開において行う株券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集にあつては、発行者の金融商品取引所への上場申請日の 1 か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド、新株予約権証券、新投資口予約権証券又は新株予約権付社債券の募集にあつては、発行決議日の 17 営業日以上前までに行うものとする。 2 （ 省 略 ） （独立引受幹事会員の引受審査の開始時期） 第 4 条 独立引受幹事会員（規則第 11 条で定める追加の独立引受幹事会員を除く。以下この条において同じ。）が行う引受審査の開始時期は、新規公開において行う株券、不動産投資信託証券又はインフラファンドの募集にあつては発行者が行う金融商品取引所への上場申請日の 1 か月以上前までに、上場発行者が発行する株券、不動産投資信託証券、インフラファンド又は新株予約権付社債券等の募集にあつては発行決議日の 17 営業日以上前（社債券等の発行登録を行う場合には発行登録効力発生予定日の 14 営業日前（やむを得ない場合にあつては、条件決定予定日の 14 営業日以上前））までに主幹事会員と合意した日から行うものとする。

改 正 案	現 行
2 (現行どおり) (発表資料等) 第 5 条 規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 1 発行者が引受会員の親法人等又は子法人等である場合における当該引受会員を主幹事会員とした旨 2・3 (現行どおり) 2 規則第 9 条第 2 項第 5 号(規則第 11 条の 2 第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 1 発行者が引受会員の親法人等又は子法人等である場合における当該引受会員(規則第 11 条の 2 第 1 項において規則第 9 条第 2 項第 5 号を準用する場合にあっては、<u>引受会員並びにその親法人等及び子法人等が発行者の総株主の議決権の 100 分の 15 以上の議決権を保有する場合における当該引受会員</u>)を主幹事会員とした旨 2 発行者と主幹事会員(規則第 11 条の 2 第 1 項において規則第 9 条第 2 項第 5 号を準用する場合にあっては、<u>主幹事会員並びにその親法人等及び子法人等が発行者の総株主の議決権の 100 分の 15 以上の議決権を保有する場合における当該主幹事会員並びに親法人等及び子法人等</u>)との関係の具体的内容 3～5 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、同日以後、取締役会決議(指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を、監査等委員会設置会社にあつては取締役の決定を、それぞれ含む。)が行われる株券の募集から適用する。	2 (省 略) (発表資料等) 第 5 条 規則第 9 条第 1 項第 3 号に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 1 発行者の親法人等又は子法人等を主幹事会員とした旨 2・3 (省 略) 2 規則第 9 条第 2 項第 5 号に規定する細則に定める事項は、次に掲げるとおりとする。 1 発行者の親法人等又は子法人等を主幹事会員とした旨 2 発行者と主幹事会員との関係の具体的内容 3～5 (省 略)